

第9回総会議事録（R5年9月）

都城市農業委員会

1 日 時 令和5年9月29日 午前9時30分～

2 場 所 中央公民館 大会議室

3 委 員

出 1 徳益 吉明	出 2 柿並 マリ子	出 3 有川 はつ子	出 4 馬渡 広二
出 5 山中 美代子	出 6 重富 保(代理)	出 7 長谷場 平	出 8 蒲生 敏朗
出 9 坂上 和秋(会長)	出 10 永田 勇作	出 11 松枝 みどり	出 12 松山 忠雄
出 13 川内 幸洋	出 14 田中 加代子	出 15 紺家 知征	出 16 永野 一美
出 17 井窪 浩一	出 18 七日市 昌子	出 19 田中 操	出 20 乙守 賢次
出 21 藤森 和代	出 22 小野 籍雄	出 23 福田 安昭	出 24 中島 学

4 事務局

局 長 原田 弘文	次 長 野崎 洋一
主 幹 内 克文	副 主 幹 吉國 雄一郎
主 査 長倉 誠一郎	主 査 鬼束 純平
副 主 幹 齊藤 千鶴 (山之口総合支所)	副 主 幹 山波 幸二 (高城総合支所)
副 主 幹 川本 美緒 (山田総合支所)	副 主 幹 坂元 友明 (高崎総合支所)

5 付議案件

- 報告第 18 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 19 号 許可書の返戻について
- 報告第 20 号 総会承認後の申請取下げについて
- 議案第 72 号 非農地証明について
- 議案第 73 号 農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について
- 議案第 74 号 農地法第 2 条による農地所有適格法人適格要件届出について
- 議案第 75 号 農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について
- 議案第 76 号 農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定について
- 議案第 77 号 農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について
- 議案第 78 号 農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について
- 議案第 79 号 農地の競 (公) 売に参加するための買受適格証明願について (3 条)
- 議案第 80 号 土地改良事業参加資格交替申出の承認について
- 議案第 81 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について
- 議案第 82 号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について (中間管理事業)

第9回総会議事録

議長 ただ今より令和5年の第9回総会を開催いたします。本日は24名中24名の出席となっております。議事録署名人を私から指名させていただきます。15番委員と16番委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、審議に移ります。本日は報告案件3件と議案11件となっております。まず報告案件ですが、3件まとめていきたいと思っております。報告第18号農地法第18条第6項の規定による通知について、そして、報告第19号許可書の返戻について、次に報告第20号総会承認後の申請取下げについて、まとめて事務局の説明をお願いします。

事務局 ご報告いたします。報告第18号農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、議案書は1ページから26ページまでとなります。今月は48件の通知で、95,087.00㎡の内容となっております。次に報告第19号許可書の返戻についてですが、議案書は27ページになります。6,344.00㎡の内容で、第3条と第5条が各1件の計2件となっており、返戻理由につきましては、備考欄のとおりでございます。続いて、報告第20号総会承認後の申請取下げについてですが、議案書は28ページです。8月の総会にあがった第4条と第5条の各1件の案件ですが、取下げの申請がございましたので、報告するものです。理由については、備考欄に記載してあるとおりでございます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入りますが、只今の件について何かご質問はございませんか。

全委員 無し。(の声あり)

議長 何も無いようですので、報告第18号、19号及び20号については承認するものといたします。続きまして、議案審議に入ります。まず議案第72号非農地証明についてを議題といたします。議案に対する説明をお願いいたします。

事務局 議案第72号非農地証明についてでございます。議案書は29ページになります。今月は2件の申請がございまして、968.00㎡の内容となっております。この調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの1ページに記載してございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ここでお諮りいたします。案件1番につきましては、10番委員が当事者の代理人となりますので他と分けて審議したいと思います。まず、案件2番について審議いたします。何かご質問のある方はございませんか。

全委員 無し(の声あり)

議長 無いようですので採決いたします。議案第72号の案件2番について、許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手ですので、議案第72号の案件2番は許可するものと決定いたしました。それでは、10番委員の退室をお願いします。

10番委員 (退室)

議長 それでは、議案第72号の案件1番について審議いたします。何かご質問のある方はございませんか。

全委員 無し(の声あり)

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第 72 号の案件 1 番について、許可決定にご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手ですので、議案第 72 号の案件 1 番については許可するものと決定いたしました。それでは、10 番委員の入室をお願いします。

10 番委員 (入室)

議長 次に議案第 73 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 73 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてでございます。議案書は 30 ページから 63 ページになります。今回は 259 件、382 筆の 339, 234. 00 m²の案件について、非農地かどうかの判断を求めるものでございます。

最終確認につきましては、63 ページの表のとおり高城地区の担当委員に最終確認をしていただいたところです。各委員とも、いずれも山林原野化していて、今後も農地としての利用は見込めないだろうとの判断でございましたので、この 382 筆を非農地として判断してよろしいかお伺いするものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりましたので、ここで質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

全委員 無し (の声あり)

議長 無いようですので採決に入ります。議案第 73 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について、ご同意いただける方の挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 73 号については、同意することに決定いたしました。

次に議案第 74 号農地法第 2 条による農地所有適格法人適格要件届出についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 74 号農地法第 2 条による農地所有適格法人適格要件届出についてですが、議案書は 64 ページとなります。今回、高城地区より 1 件の届出がございました。正誤表にありますとおり代表者名の漢字の訂正がございます。調査報告については、調査報告のまとめの 2 ページに記載していますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 只今の件について何かご質問のある方はございませんか。

全委員 無し (の声あり)

議長 質問も無いようですので採決に入ります。議案第 74 号農地法第 2 条による農地所有適格法人適格要件届出について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手ですので、議案第 74 号については、適格であると認められました。

次に議案第 75 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 75 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてでございます。議案書は 65 ページになります。今月は 1 件の申請がございまして、1, 675. 00 m²の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 3 ページに記載してあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 質疑に入ります。ご質問があればお願いします。何かございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決に入ります。議案第 75 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 75 号については許可相当と決定しました。
次に議案第 76 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 76 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてでございますが、議案書は 66 ページから 70 ページになります。今月は、20 件の申請がございまして、37,031.00 m²の内容となっております。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと判断しております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 4 ページから 6 ページに記載してありますので、ご審議方よろしくをお願いします。

議長 ここでお諮りいたします。案件 11 番につきましては、10 番委員が当事者の代理人となりますので他と分けて審議したいと思えます。まず、11 番を除く案件について審議いたします。何かご質問のある方はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決いたします。議案第 76 号の案件 11 番を除く案件について、許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 76 号の案件 11 番を除く案件はすべて許可するものと決定いたしました。それでは、10 番委員の退室をお願いします。

10 番委員 （退室）

議長 それでは、議案第 76 号の案件 11 番について審議いたします。何かご質問のある方はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第 76 号の案件 11 番について、許可決定にご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 76 号の案件 11 番については許可するものと決定いたしました。それでは、10 番委員の入室をお願いします。

10 番委員 （入室）

議長 次に議案第 77 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 77 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 71 ページから 72 ページになります。今月は 5 件の申請がございまして、8,962.00 m²の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 7 ページに記載のとおりです。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございませんか。

- 全 委 員 無し（の声あり）
議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 77 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 （全委員挙手）
議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 77 号はすべて許可相当と決定いたしました。次に議案第 78 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。議案に対する事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 78 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 73 ページから 78 ページになります。今月は、23 件の申請がございまして、14,086.61 m²の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 8 ページから 10 ページに記載してございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かございませんか。
全 委 員 無し（の声あり）
議 長 何も無いようですので採決に入ります。議案第 78 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 （全委員挙手）
議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 78 号につきましてはすべて許可相当と決定いたしました。次に議案第 79 号農地の競(公)売に参加するための買受適格証明願について（3 条）をを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 79 号農地の競(公)売に参加するための買受適格証明願について（3 条）でございます。議案書は 79 ページになりますが、今回 3 条での証明願が 1 件来ております。調査報告については、報告のまとめの 11 ページに記載してございます。なお、正誤表にあります通り、この案件につきましては、付帯議決事項の追加がございまして、内容については、申請者が落札後に、第 3 条許可申請が提出された場合、会長専決で許可し、次回総会時に報告する形でよいかの内容となっております。この付帯議決事項も併せて、ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 ただ今の件について何かご質問はございませんか。
全 委 員 無し。
議 長 無いようですので採決いたします。議案第 79 号の証明願について、承認される方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 （全委員挙手）
議 長 全委員挙手ですので、議案第 79 号については承認するものいたします。なお、正誤表にありました付帯議決事項についても同時に承認したものといたします。それでは次に議案第 80 号土地改良事業参加資格交替申出の承認についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 80 号土地改良事業参加資格交替申出の承認についてでございます。議案書は 80 ページですが、81 ページに土地改良法の関係条文を載せております。これは、本来耕作者が有している土地改良事業への参加資格を農業委員会の承認を得て、所有者へ交替するも

ので、土地改良法の目的に照らして妥当と認められる場合に承認することができるかとされています。今月2件の申出がありました。2件とも高木原土地改良区の案件であり、土地改良区・土地改良事業に精通していることが申出理由となっております。調査報告については、報告のまとめの12ページに記載してございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 長 ただ今の件について何かご質問はございませんか。

全委員 無し。

議長 長 無いようですので採決いたします。議案第80号の交替申出について、承認される方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 長 全委員挙手ですので、議案第80号については承認するものといたします。

次に、議案第81号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第81号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農業委員会の決定についてでございますが、議案書は82ページから94ページになります。まず所有権移転ですが、今月は19件の申請がございまして、29,095.00㎡の内容となっております。利用権設定につきましては、5件の申請がございまして、6,324.00㎡の内容となっております。この公告につきましては、本日9月29日付けを予定しております。また、認定農業者以外の取得が1件ございまして、議案書82ページの上段の案件となります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 長 説明が終了しましたので、質疑に入ります。只今の件について何かございませんか。

全委員 無し(の声あり)

議長 長 無いようですので採決に入ります。議案第81号について、承認される方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 長 全委員挙手でございます。よって、議案第81号については原案どおり承認されました。

次に議案第82号農用地利用集積等促進計画の意見決定について(中間管理事業)を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第82号農用地利用集積等促進計画の意見決定について(中間管理事業)でございます。議案書は95ページになります。内容につきましては、1件の申請で2,530.00㎡の内容となっております。なお、公告につきましては、11月1日付けで県の方ですることになります。以上でございます。

議長 長 この件について、何かご質問はありませんか。

全委員 無し(の声あり)

議長 長 特に無いようですので採決いたします。議案第82号について、承認される方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 長 全委員挙手でございます。よって、議案第82号につきましては原案どおり承認されました。

これで本日予定していた議案審議はすべて承認するというところで終わりました。他に皆

さんの方から審議内容について何かございませんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 特に何もございませんので、これで第9回総会を終了したいと思います。皆さんどうもお疲れ様でした。

令和5年 月 日

議事録署名委員

15番委員

16番委員

作成者 野崎 洋一